

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	合志市 国民健康保険給付システム 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、合志市国民健康保険給付システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

合志市長

## 公表日

令和8年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険 給付(高額療養費・国保療養費・出産育児一時金・葬祭費・食事差額)
②事務の概要	国民健康保険加入者の病院での診療明細情報(レセプト)の管理、高額療養費の計算を行っている。管理している情報より高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務およびその管理を行っている。 また、オンライン資格確認等システム稼働に伴い、資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務も行なっている。
③システムの名称	国民健康保険給付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. レセプト情報ファイル、2. 高額療養費支給情報ファイル、3. 国保療養費支給情報ファイル、4. 出産育児一時金支給情報ファイル、5. 葬祭費支給情報ファイル、6. 食事差額療養費支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表44項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康ほけん課
②所属長の役職名	健康ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月11日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月11日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書にされた個人情報および本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人情報および本人情報が記載された申請書の適切な廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認している。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月28日	「IIしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成31年2月28日時点	令和2年2月28日時点	事後	
令和2年3月16日	「I 関連情報」特定個人情報 ファイルを取り扱う事務	なし	また、オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務も行なっている。	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月11日	「I 関連情報」特定個人情報 ファイルを取り扱う事務	また、オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務も行なっている。	また、オンライン資格確認等システム稼働に伴い、資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務も行なっている。	事後	
令和4年1月11日	「IIしきい値判断項目」 1.対象人数	令和2年2月28日時点	令和4年1月11日時点	事後	
令和4年1月11日	「IIしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和2年2月28日時点	令和4年1月11日時点	事後	
令和5年3月10日	「IIしきい値判断項目」 1.対象人数	令和4年1月11日時点	令和5年3月10日時点	事後	
令和5年3月10日	「IIしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和4年1月11日時点	令和5年3月10日時点	事後	
令和7年2月25日	「I 関連情報」 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)」による保険給付険組合の支給、又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表44項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)」による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」	事後	
令和7年2月25日	「I 関連情報」 5.評価実施機関における担当 部署	①部署 健康福祉部 保険年金課 ②所属長の役職名 保険年金課長	①部署 健康福祉部 健康ほけん課 ②所属長の役職名 健康ほけん課長	事後	
令和7年2月25日	「IIしきい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月10日時点	令和7年2月25日	事後	
令和7年2月25日	「IIしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年3月10日時点	令和7年2月25日	事後	
令和7年2月25日	「IVリスク対策」 8.人手を介在させる作業 人為的なミスが発生するリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和7年2月25日	「IVリスク対策」 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	新様式への変更	事後	
令和7年2月25日	「IVリスク対策」 11.最も優先度が高いと考えら れる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策	-	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年2月25日	「IVリスク対策」 11.最も優先度が高いと考えら れる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	特に力を入れている	事後	
令和7年2月25日	「IVリスク対策」 11.最も優先度が高いと考えら れる対策 判断の根拠	-	新様式への変更	事後	
令和8年3月11日	「IIしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年2月25日時点	令和8年3月11日時点	事後	
令和8年3月11日	「IIしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年2月25日時点	令和8年3月11日時点	事後	